

現役復帰を目指したが、果たせず、再び困窮状態となり・・・

使い捨て労働市場と結びついた生活保護活用の形は・・・

短期間雇用の出張・飯場契約と生活保護活用は成り立つか？

「3月に入ると仕事があるということだったので、ケースワーカーに伝えて、2月末で生活保護を打ち切った。しかし、当て外れで、また夜間宿所利用の生活に戻っている。生活保護申請できるだろうか」と、聞かれました。

今の生活状況Ⅱ困窮の事実に基づいて、申請することが出来ます。

役所としても、就労自立を促進しているので、仕事が見つかったから、保護を打ち切るといのは、ありがたいことです。仕事が無くなって、困ったら又来てください、テナもんです。ただし、その何度もの繰り返しになると、事務量が増えて閉口することでしょう。

ですから、物事を長期的に考えて、ケースワーカーと相談しておく必要があります。

「現金」の場合は簡単です。毎月、キッチンと収入報告をします。半ば常的に1〜2年は安定して働ける見込みが立ったら、「停止」あるいは「廃止」の相談をします。

一月を超えない範囲の出張や飯場契約・住み込みの場合は、事前にケースワーカーに期間を伝え、「失踪」

ではないことを確認しておきます。家賃(住居費)は二重になりますが、これは避けられません。仕事から帰ったら、収入申告をします。

一月を超える場合が、問題です。三ヶ月以内であれば、住居費だけの支給、生活扶助費の一時停止という方法を相談する必要があります。入院などの場合は、3ヶ月程度は、退院後の生活のために、住んでいなくても家賃の支給があるようですから、それに準じた考え方になります。

期間が不定で、現居住地を長く離れて働くことが確実な場合は、住居費を支給してもらおう事は出来ないでしょうから、住居喪失Ⅱ居宅保護廃止となります。

仕事から帰ってきて、オケラになったら、市更相で相談して、再びアパート探しからはじめることになりま

す。一番いいのは、通勤できる範囲で仕事を探すことです。そうすれば、長期間、住居を離れることもなく、生活保護廃止の心配もありません。先の見通しの立たない出張仕事でなく、短時間でもいいから長続きする仕事に就くことを、今後の方針としましょう。

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることとなります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。